

# 建設水道常任委員会

平成26年11月19日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○紀 良治	中川 靖広
小野 隆雄	飯高 昭二	木澤 正男
木田 守彦		
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	総 務 部 長	乾 善亮
都市建設部長	藤川 岳志	建 設 課 長	佃田 眞規
同 課 長 補 佐	岡村 智生	観 光 産 業 課 長	井上 貴至
同 課 長 補 佐	手塚 仁	都 市 整 備 課 長	松岡 洋右
同 課 長 補 佐	井戸西 豊	同 課 長 補 佐	関口 修
上下水道部長	谷口 裕司	上水道課長補佐	猪川 恭弘
下水道課長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	上埜 幸弘

## 3. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 小野委員、飯高委員

委員長

おはようございます。

それでは、全委員出席されておりますので、ただいまより建設水道常任委員会を開会いたします。

初めに、副町長の挨拶をお受けいたします。 池田副町長。

副町長

（ 副町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、小野委員、飯高委員のお2人を指名いたします。お2人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査、（1）都市基盤整備事業に関するることについて、①の公共下水道事業に関するることについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関するることについてご報告させていただきます。

資料1をごらんいただけますでしょうか。資料の1枚目をごらんください。平成26年度の公共下水道工事の進捗状況でございます。

まず、6月定例会におきまして契約の議決をいただきました龍田西2丁目地内3工区－1工事、図中赤色路線では、県道斑鳩三郷王寺線から北方向に推進工事を進めており、現在、施工延長の約半分の地点を通過いたしております。

次に、面整備工事では、神南5丁目地内で、4工区－4工事、図中黄色路線及び4工区－5工事、図中薄紫色路線ともに開削工事による管渠埋設工事を進めております。

次に、稲葉西2丁目地内の5工区－2工事、図中青色路線では、下水道本管の埋設工事が完了し、各宅地の公共ますの設置工事を進めております。

また、5工区－3工事、図中紫色路線では、下水道工事に伴う水道管の仮設工事を現在進めております。

次に、稲葉車瀬1丁目地内6工区－5工事、図中茶色路線では、開削工事による管渠の埋設工事を進めております。

次に、龍田1丁目地内6工区－3工事、図中緑色路線では、施工計画協議を終え、家屋事前調査と地元調整を現在行っております。

次に、興留8丁目地内の10工区－1工事、図中オレンジ色路線では、管渠の埋設工事を進め、10工区－2工事、図中紺色路線では、下水道管理設に伴うガス管の移設工事を進めております。

次に、阿波3丁目地内の20工区－1工事、図中黄緑色路線では、推進工事に伴う立坑の築造とマンホールの設置工事を進めております。

次に、高安西1丁目地内の13工区－1工事、図中桃色路線では、下水道施設の築造工事が完了し、道路の舗装復旧工事を残すのみでございます。

13工区－2工事、図中水色路線では、家屋事前調査を進めております。

いずれの工事につきましても、年度内の完成に向けて工事を順調に進めているところでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。2枚目をごらんください。平成26年10月末の状況でございます。

前回の委員会で報告いたしました8月末の状況から、新たに35件の接続申請をいただき、平成26年度に入り128件、申請総数が3,037件、利用世帯総数は3,431世帯となりました。接続率につきましては、0.1%ふえ、66.8%でございます。

次に、融資あっせん利用数につきましては、新たな申請はございません。浄化槽雨水貯留施設への転用につきましては、前回の委員会の報告から新たに2件の申請を受け付け、申請総数は41件となっております。

以上で、公共下水道事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 13工区-2、松塚建設さんってところが工事入ってはるところ、三郷営業所って書いてあるねけど、これ、斑鳩営業所ちゃいまんの。

下水道課 三郷営業所でございます。

長

中川委員 三郷営業所ということは、町外業者という認識でええのかな。

下水道課 そうでございます。

長

中川委員 企画財政課になるねやろうけど、入札でこの町外業者でこの規模の入札指名するって、今まであるのかな。これ、町長の友達か。

委員長 池田副町長。

副町長 今までとか、3,500万以上とかいう分につきましては、町内のA級は4社しかございませんので、町外業者を入れて入札を、指名競争入札をっております。

これはもうずっとやっておりますので、今までの入札結果見ていただいたら、全て出ておりますので。

委員長 今の説明やったら、この請負金額がなんぼかって言うたってもうたらわかりやすいんじゃないですかね。大ざっぱでも結構なので何ぼ以上、今の副町長説明されたように、3,500万以上やったら3,500万以上ありましたので町外の含めての入札やったということで、そういう説明でええとは思いますが。 上田下水道課長。

下水道課長 松塚建設株式会社三郷営業所が落札された請負金額につきましては、税込み4,482万で請負っておられます。

委員長 よろしいですか。 小野委員。

小野委員 今のとも関連するのかなって思うねんけどね、県なんかでしたら、工事に見合う技術者の数っていうのね、その会社が持っているかどうかということで、なかなか次の。

これ、今、3千万以下かな。町内の業者のがほとんどだと思いますのでね、そのことについては別に何も無いねんけど、技術者の数と、今、落札して施工してもらっている、そういうことで、今度はその技術者がそこに常駐せないかんようになってますわな。だからそれらの感覚で言えば、いくつも重なって、今、ちょっとぱっと見たときに3か所同じ業者が、今、同時で進行やっていると。近くのことであるし、主任技術者というものについては別に問題ないのかなとは思いますがね、やはり県なんか、主任技術者の常駐ということを厳しくやっているとしますので、町内のこの工事はね、そこらはあまり厳しくもなくやっておられるのか、その辺はどうなんでしょう。

委員長 谷口上下水道部長。

上下水道部長 一応、建設業法に基づきます管理技術者並びに主任技術者、現場代理人等につきましては、その法に基づきまして全部精査して現場のほうは発注していると同時に、現場のほうの受注後も、その現場の技術管理者等につきましては、施工計画書等、専任の技術者、もちろんもろもろの書類を提出していただいて、確認しているという状況で進めております。

小野委員 ということは、これぐらいのというたらおかしいけど、工事だったら、別に町内の業者でダブっていてもいいという考え方でやっておられる。

私は、別にそれは問題じゃないですよ。そのほうがよろしいですねけど  
ね。そういうことでやっておられるというように理解してよろしいです  
か。

上下水道  
部長 委員おっしゃるとおりでございまして、近接工事につきましても、そ  
ういった形で技術者のほうの確認等、チェックかけておりますので、ま  
ず問題ないということでございます。

小野委員 その、管理技術者かな、それはやっぱり現場に常駐ということは必要  
なことでしょう。その点についてどうなんですか。

上下水道  
部長 まず、管理技術者につきましては、専任義務でございます。  
常駐につきましては、現場代理人が常駐ということを義務付けられて  
おりますけども、ただし、現場代理人につきましては、常駐要件につき  
ましては、現在、今年度からかな、緩和されている状況でございます。

小野委員 今、町内業者Aランクのところへ発注して、指名しておられるのは、  
何千万まで。もう1回確認させてください。

上下水道  
部長 2億まででございます。

小野委員 聞き方間違えました。町外業者をね、指名されるのは、何千万以上で  
すか。

委員長 暫時休憩します。

( 午前9時11分 休憩 )

( 午前9時12分 再開 )

委員長 再開いたします。

池田副町長。

副町長 すみません。3,500万以上2億まででございます。

委員長 よろしいですか。  
ほか、ございませんか。

( な し )

委員長 なければ、これで質疑を終結いたします。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備課長 それでは、②都市計画道路の整備促進に関することにつきまして報告させていただきます。

いかるがパークウェイの整備についてであります。10月から今月にかけて、町長が国土交通省、近畿地方整備局、奈良国道事務所及び奈良県に対しまして事業促進に向けた要望活動を行いました。

次に、事業の進捗の状況でございますけれども、国では主に岩瀬橋西詰から三室交差点までの区間において用地の取得に取り組んでいただいているところであります。この用地交渉の過程におきまして、龍田西7丁目地内の地権者から、所有地に隣接する町有地を代替地として取得されたい旨の申出がありました。これを受けまして、当該町有地を提供してまいりたいと考えておりますが、当該町有地が土地開発基金の保有地でありますことから、土地開発基金から普通財産として取得することとして、その経費について12月議会におきまして予算の補正をお願いしてまいりたいと考えております。

なお、法隆寺線の整備につきましては、順調に工事を進めており、特に報告させていただく事項はございません。

以上で、②都市計画道路の整備促進に関することについてのご説明と

させていただきます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。

小野委員。

小野委員

法隆寺線も当初は公民館へ進入路ということで、町民の利便性を図るためにいろいろ検討されていて、計画もされていましたが、車が進入できなくなって皆さんに不便かけているわけなんですけど、今、課長が法隆寺線は特に報告することはないということなんですけど、代替用地のほうの工事也大分進んできていますけど、本線の工事っていうんですかね、いろいろ警察と交差点、どう言うんですか、警察との協議ももう固まってきたらと思うんですけど、本線のね、あそこへ取り付けの工事はいつごろ着工で、いつごろ供用開始ができるのか、今の見込みですね。というのは、いつまで国道側から車が公民館のほうへ進入できないのか、ある程度の見通しもやはり聞かれていますので、ちょっとしっかりした見通しをお願いしたいな。まだわからないというのではちょっと私は困ると思いますので、その点よろしくお願いします。

都市整備  
課長

法隆寺線の、まず供用のめどといたしますか、供用の見通しについてでございますけれども、先般の警察との協議の中にもございましたのですが、いかるがパークウェイの事業進捗が岩瀬橋の西詰までの区間で供用しておりますが、それが三室交差点までの供用がされるまでは、警察とされましては、法隆寺線の供用がなかなか容認できないというような見解でございます、めどといたしまして、国が今、お示しされているのが、来年度をめどに用地の取得、三室交差点までの間の用地の取得をされたいという。その以降に、形状からしまして2年から3年の工期を必要とするということでございますので、27年度の用地取得、28年度からの工事着手ということでございますので、29年ないし30年のパークウェイの供用ということになりますので、法隆寺線もこのころになってこようかというところでございます。

続きまして、法隆寺線の工事の着手の時期につきましては、今、次年度予算検討している最中でございますが、次年度において、まだ方針のほうは確定をしてございませんけれども、工事着手は難しいのではないかと考えております。

小野委員 当初のね、予定では、今年度代替用地のことも話もついて、それで次年度、27年度中に本線、予算もそれで組んでいけると、法隆寺線、斑鳩町ですからね、都計道路です。それで27年度中に供用開始ができるだろうという方針で、これ、やってきたと思うんですがね。

今ね、警察協議って、これなんですか。警察協議って、警察がね、三室交差点までできなかつたらこちらは口あけたらだめだと、そういう権限があるんですかね。それらについてはどうなんですかね。そんなね、いくら、警察協議というのは車の流れということでね、盛んにパークウェイが供用開始、1.1キロにふえた、そのあとの警察からの指導っていうんですか、交差点でのいろいろなことも全く実態と合わないようなことで、いろいろこの委員会でも話出ていますやん。その警察協議というのはね、それほどね、町のこういう行政、住民のための行政、道路に対してね、それほど権限があるんですかね。その点どうなんですかね。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 ご指摘いただいておりますように、我々斑鳩町といたしましては、事業費を投資しながらですね、事業を進めておるわけですから、一刻も早く供用をしてですね、その事業の効果を発揮したいというところでございます。

今、ご指摘いただいております警察の権限といいますか、そこまでの権限があるのかといったところでございますけれども、現実的にはですね、警察は全体の交通安全のところを指摘をしております、なおかつ道路の交通安全部分についてはですね、やっぱり警察というのは大きな責任を負っているという中でですね、供用開始をすることによって、現道、

生活道路への交通の流入、大型車両を含めた交通の流入によって地域の既存の町道等の交通安全性の低下が懸念されるといったことで非常に強く心配をされているわけですが、権限と申しますか、当然、協議をしながらですね、許可等も含めた手続きをしていく中でですね、警察はやっぱり、というか、警察の理解を求めないままにね、やっぱり事業を進めてはなかなかいきにくいといったところでございます。

小野委員　このパークウェイ、パイパスとか、都計道路、これは何のためにね、計画を打って何年もかかって、これ、今やっているんですか。これはその周辺の町道、そこらの交通安全のために道路をつくっているんですよ。本末転倒もはなはだしいでしょうが。今、何の話をしているんですか、警察で。そない思いませんか。

この道をつくってそういうところへ、どう言うんですか、車が入らないように。今までずっと答弁していますやんか、稲葉のところ道狭いのどないするんやいうて、パークウェイがつけばそれ、いけますねん。こちらも、公民館へ向こうから入ってくる、万葉台のところ通ってくると。どうするんですか。それで、今やっと着工できるんです、やっと用地買収が終わって。それを今、岩瀬橋から向こう、車流れ込んでいると。今、流れ込んでいますやん、既に。服部のほうからの道を優先させてやっているねんから、流れ込んでいますやんか。またここもずっと辛抱せえいうことですか。警察はそれ言うているんですか。

それでね、それやったら、住民が国道から車が入れる、今まで入れた、それを我慢してもらっている期間を一番短くしてくれということも言うていたでしょ。できるんですよ、予算的にも。それで、その間、あそこ進入路危ないという、私は盛んにここで言いました。そのときに、あの近所のところ、万葉台のあたりへ車が曲がったらやはりいかんから、ここへ進入路をつけますと、公民館へ入る道ですとか出入口ですとか、わけのわからんことばかり言うているやんか、はっきり言ってね。それがあかんということはずっと。

それから今、大体聞いたら、供用開始が30年。何のために、もうあ

そこまでできてあるのに何のためにね、できないんですか。みんなそら怒りますよ、そんなもん。それで、警察協議ですもんって。警察協議にそんな権限あるんですかって聞いています。やはり斑鳩町の都市計画道路、おくれにおくれてきている道路、もう喉元だけでしてん、難儀してここで、ここでもう10年ほど経っているんですよ、10年近く。あそこまでできてきてね。そんなんでね、こんな状態で今、説明受けたということ、私はもう全然、できません。それはもう予定どおりね、27年度に着工してね、27年度に供用開始という。当然ですよ、それは。

副町長、どうですか。町長いてへんけど。そんな方向にも持っていけないんですか。

委員長 池田副町長。

副町長 これにつきまして、供用の件ですけども、やはり今、藤川部長もおっしゃるように、警察の許可の手続きが必要となって、協議になっております。

町といたしましては、今、質問者がおっしゃいますように、27年度で供用ということで今まで進んでまいりました。そういうことから、以前の図面につきましても、警察のほうで協議していましたら、一部、暫定的にあけてもいいよという、春ごろにその返事を、ほんまにいけるのかというといけますということでしたので、その方向へ進んでまいりました。ここへ来てやはり全体の交通安全対策を見る中で、非常に供用開始といったときに難しい面があるというのは聞いております。

ただ、町といたしましては、今、松岡課長が30年と言っておりますけども、そうした中でやはり早くいかるがパークウェイが三室交差点につながるように、そのために今、町長も要望行っておりますし、町のほうもどんどん予算つけていただいて、28年度完全にもう三室交差点までの用地買収完了、27年度で完了、2、3年と書いていますけども、できればもう2年では完成してもらおうようには、どんどん要望はしておりますし、奈良国道の担当者にも詰めているところでございます。

小野委員 しっかりしてくださいや。三室のほうがつかなかったらこちらは供用開始はできないという、その理由がね、何があるの。

三室のほうで今、車が流入している、紅葉ヶ丘とか、住友団地とか、流入しているとか、その住民のためにこちら龍田地区は我慢しなければいけないんですか。

副町長 町といたしましても、こういう状況でもう法隆寺線の工事が進んだと、それであと、27年をつなぐということで、町としてはもう当初は警察のほうにはもう供用してほしいということでは、協議をしておったわけです。

(「おったって、もう結果出たんか」と呼ぶ者あり)

副町長 出ていないです。ですから今、それ言いに行ってますねやんか、それをね。

町はもう10数年前からあの法隆寺線工事やってきてますでしょ。あの工事やってきているということは、当然、あの区間を供用開始できるという前提で工事やってきたわけです。あれが供用開始できなかったらね、もっと早くわかってあったら、こんな法隆寺線の工事、するわけないですやん。せやから前提でやってきてますので、町としても警察にはそれはお願いしていると、こういう前提で進んでおると、それはご理解をいただきたいと思います。

小野委員 だからね、今まだ交渉中だったらね、公民館へ国道から入ってきた、今までみんな入ってきたことを遮断しているんですよ。そのことをしっかり説明してくださいよ。公民館へ入るのを国道から入っていたんですよ。みんな入っていたんですよ。それを遮断したんですよ。だから遮断している期間を最小限におさめよと。悪いけど、向こうのは車はいつでも入っとるねん、もう入っとるねん、既に。1. 1キロを供用開始する

ことによってね、入って行ってんねん、パークウェイを使って。だから、そこらが解決せんならここを供用開始できませんというようなね、警察の見方は違いますと。斑鳩の住民、斑鳩の公民館、今まで国道から入っていたのを遮断してやっています。だからここは1日も早く、それこそ、進入路いりまんねんと。だからこれは供用開始します。

今、副町長おっしゃった、あれ、あそこまで、進入路として、どう言うんですか、私が通過させてくれと、公民館でね。そのために、それでみんなの利便性図ってくれ言うたら、当時、今の建設課長がね、教育委員会いて、公民館の利用者の安全性を保つために閉鎖しますとかね。公民館へは国道から入るのが常套手段だったんですよ。それで、都計道路、法隆寺線ができてあるのに都計道路の一部を、一部というか供用開始をしなくて、そこは公民館への進入路ですと、だからだめですと。都計道路で施工しているのにね、なぜそこまで供用開始しないんやと。そんなね、道路ってないでしょ、今までからね。

それで、この場において、またこれ、三室。三室の交差点までが供用開始できなかつたらこっちは供用開始、その時期にあわせて施工しますとかね、それはおかしいです。しっかりと交渉してくださいや。それでしっかりと、もう27年度の時点には公民館へ国道から入れるようにしてください。当たり前の話や。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 ご指摘いただいておりますように、今、利用者の方々にいろいろご不便かけているという状況ではございます。警察ともですね、そういった現状も十分協議はさせていただきたいと思っております。

ただ、27年度にそうしたら確実に供用できるかといったところにつきましては、申しわけございませんが、できるというお答えはちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。

小野委員 いや、できるというのはね、はっきり、それは相手もあることやから、

私はそこまで言いません。だけど、今の段階での課長の説明でしたらね、もうしようがないと。30年、その、向こうの、三室までの供用開始、国の事業です。その供用開始にあわせて供用開始ができるだろうと。警察が容認してくれないんだからとかね、警察が供用開始を認めてくれないんだからと、そういう具合なんだという、課長が説明してくれていた。だからそれではだめですよ。こちらはこちらでやっぱり認めてもらうための要素を説明してもらったらよろしい。今、私が言うている、公民館へは国道から入っていたのを遮断しています。そういう事態がありますから、住民にこれ以上迷惑かけることはできない。だから、この間はもう27年度から予算もつけていくということになっておるしね、施工もしてもらいたい。

前よりひどくなりますよ。地元の人、なんでやねんて。ここ、用地もみんな確保してあるのに、何であそこ通られへんねんということ。それこそどんなこと町へ言うてくるかわかりませんで。それらの覚悟を決めてやっぱりいってもらいたい、そのように思いますね。

委員長           ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長           これをもって質疑を終結いたします。

次に、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備  
課長           それでは、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについてでございます。

駅北口からの南北の町道312号線、5号線の整備についてでございますけれども、前回委員会以降、順調に工事が進んでおりまして、特に報告をさせていただく事項はございません。

以上、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさ

せていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。ありませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
継続審査については、一定の審査を行ったということで終わらせていただきます。

次に、2番、各課報告事項について、(1)斑鳩町営高塚団地について、理事者の報告を求めます。 佃田建設課長。

建設課長 斑鳩町営高塚団地の明け渡しにつきまして、前回の委員会でも報告いたしましたように、町営住宅内の通路の車両通行止め処置に関する通知書及び町営住宅の使用に関する改善指示書を9月8日付けで入居者に送付いたしております。

それに対しまして、9月16日には、入居者が代理人として弁護士をたてられ、その弁護士より、物理的に通行を禁止する処置をとらないよう警告と、改善指示内容に関しましても応じることができない旨の通知文が送付されてまいりました。

このことに関しまして町の顧問弁護士に相談したところ、通路の車両通行止めについてはやめる必要はないとのことで、9月22日に通路の車両通行止めの処置を行っております。

その処置に対しまして、9月26日に入居者の代理人弁護士より、2日以内に車両通行止めの杭等の撤去がなされない場合は、法的手続をとる旨の通知があり、また、9月29日には、入居者代理人弁護士より、通路の車両通行止め撤去について町の考えの確認があり、撤去する考えはないことを伝えました。

10月9日には、入居者代理人弁護士より奈良地方裁判所に対して通

行妨害禁止等仮処分命令申立てがなされたことから、奈良地方裁判所から審尋通知書が送付されてきました。

この対応につきましては、法的な関係もありますことから、町の顧問弁護士に代理人として委任し、相手方の申立てに対する答弁書等を裁判所へ提出していただき、15日の審尋に対応いたしましたところ、相手方が再度書面を提出したいとのことで、10月30日に2回目の審尋があり、双方より準備書面が提出され、裁判官より、11月中には判断をするとのことであります。

以上が、斑鳩町営高塚団地の明け渡しに関する現在の状況の報告であります。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 これからそういうふうにして裁判所が判断していくということなので、その経過を見守ろうというふうに思いますけども、ちょっと確認だけしておきたいのは、実態としてその通行禁止になっているところ、言うたら離れのところですね、で生活をどの程度してはるのかという状況なんかは、町はどんな。

建設課長 今現在通行止めをしております箇所は、町営住宅の通路ですね。町道部分から少し入ったところに杭。3メートルほどの通路がございます。その真ん中に鉄杭を打ちまして、車両を通れないように止めている状況であります。入居者は、うちが確認するところにおきましては、車両につきましては、その手前に車両を置いているという状況でございます。それを今、現認しているという状況でございます。

生活の実態につきましては、そういうことで、そこへ車両を置いて、町営住宅なり、今の自己住宅のほうへ歩いて行っているというような状況でございます。

委員長 ほか、ございませんか。 小野委員。

小野委員 車両通行止めということで、その人は、そうしたら車を持っておられたということですね。

建設課長 車両を持っておられて、自己敷地内へ今まではとめておられたということです。

小野委員 普通車、軽、どちらですかね。普通車でしたら車庫証明も必要だと思うんですがね、その点についてはどのような現状ですか。

建設課長 普通車でございます。車庫証明まではうちはちょっと今のところ確認はしておりません。

小野委員 そうしたら、その車両保管場所というのがね、その当時は通行止めにしてなかったんやから、警察のほうもそこにスペースがあるからいいということですね。だけどその車両を保管する場所へ一応入れないようにしている、今のところね、それで、その手前に置いているということは、町の土地へ置いているんですかね。その点はどうなんですか。道路には、町の土地か、高塚団地の跡地へ置いているのか、町道へ置いているのか、どちらなんですかね。

建設課長 町道から住宅へ入る通路がございます。その通路上へ置いているという状況でございます。

小野委員 裁判所でいろいろ判断するやろうし、もう弁護士さんにお任せしているんやからよろしいんですがね。それらのこともやはりいろいろ問題になってくるのかなとも思っております。

そして、先方もそうしたら、車両通行をできなくしたということに対してのそういう仮処分ですか、それを打ってきて、裁判所のほうで判断

してもらんですけど、立ち退きについてはもう何ら、もう拒否ですか。立ち退きしてくれということも一緒にやっていると思うんですが、その点はどうなんですかね。

建設課長 今のところ、先ほど申しましたように、車両の通行止め処置に関する通知と町営住宅の使用に関する改善指示書を送付しているということでございます。

小野委員 改善通知書。その改善というのは、改善っていうことは、何か改造したということなんですかね。

建設課長 前の委員会でもご説明させていただきましたと思いますねんけども、水道の自己住宅への引き込み、それから排水の、町営住宅の排水施設への排水ですね、それらについての改善指示ということで出しております。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 報告が終わりましたので、これをもって質疑を終結いたします。

(2) 番、一般国道25号斑鳩町歩道設置事業について理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備課長 それでは、各課報告事項(2)一般国道25号斑鳩町歩道設置事業について報告をさせていただきます。

まず、竜田大橋前後の歩道設置事業につきましては、これまで、竜田大橋東詰から東側の一部区間では既に整備工事が進められておりますが、今後、来年1月ごろにかけては、猫坂交差点付近の整備工事が行われる予定でございます。また、その後、年度末にかけては、竜田大橋西詰から国道25号沿い、中古車販売店までの用地買収済みの部分

につきましても、国のほうで暫定的な工事が行われると聞いております。

次に、法隆寺地区の町営法隆寺観光自動車駐車場から法隆寺東交差点までの歩道整備について、継続して現在は用地交渉が行われております。現在は計画区間西端の飲食店及び隣接中古車販売店について、用地取得に係る契約の締結をいただき、事業用地内の建物の撤去に着手されているところであります。

町といたしましても、できるだけ早期に国に用地取得をいただけるよう、権利関係者の皆さまに対しまして、事業協力への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上で、一般国道25号斑鳩町歩道設置事業についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですので、これで質疑を終結いたします。  
ほかに、理事者から報告しておくことはございませんか。ないですか。  
佃田建設課長。

建設課長 県道天理斑鳩線中宮寺交差点改良工事の進捗につきまして報告させていただきます。

現在は、街渠工事、そして電柱の移設が完了し、今後は交差点部分の舗装が行われるとのことであります。また、信号柱の移設につきましては1月に入札が行われる予定とのこと、年度内には完了するとのことであります。

以上が、県道天理斑鳩線中宮寺交差点改良工事の進捗につきましての報告であります。

委員長 ほかにありますか、もう一括質疑いきますので。 井上観光産業課長。

観光産業  
課長 2015年農林業センサス調査について報告をさせていただきたいと  
思います。

この調査は、5年ごとに実施しておりまして、本年度はその調査年に  
当たります。調査基準日につきましては平成27年の2月1日現在とな  
っておりまして、1月から2月末を調査期間として調査を実施してまい  
りたいと考えております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたしま  
す。よろしいですか。 小野委員。

小野委員 佃田課長の報告なかったら、その他で聞かせてもらおうと思ってメモ  
しててん。

そうしたら、年度内に、今もう電柱のほうは移設されているし、信号  
柱だけやなと思て見とったんやけど、あそこはやっぱり歩道つくるんで  
すかね。あのまま車道でくると曲がってしまうのか、それらのことを  
どのように聞いておられますか。

委員長 佃田建設課長。

建設課長 あの交差点につきましては、今は、南からの国道へ出る左折ラインが  
ございません。左折ラインを設けるということで、歩道につきましては、  
今、町が借りている歩道がございますので、それを利用させていただく  
ということでございます。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長

以上で、各課報告事項についても終わります。

それでは続きまして、3. その他について、各委員から何かありましたらお受けいたします。 木田委員。

木田委員

以前の委員会です、いかるが溜池の耐震調査ちゅうんですか、その結果とかについて報告を受けておりませんので、それをしていただきたいと思います。

それとですね、まだほかにも町内にはいろいろな溜池あると思いますねけども、そのほかの溜池についてですね、耐震調査を行われるのかどうかについてもお聞かせ願いたいと思います。

それともう1点、今月の5日の日にあったんですねけども、峨瀬地域におけるですね、自転車道整備、これはまあ県の工事らしい何ですねけども、その境界立会いについて要請があったんですねけども、以前は歩道を設置するというような話は聞いたことがありますねけども、何かこう、自転車道ちゅうたら、何か歩道とこう、違和感あるように思いますねけど、どういうふうな形でそういう計画が起こってきたんかなということで、この間ちょっと副町長に聞いたら、いや、そんなことは何か聞いていないちゅうような何で言わはったと思いますねけど、それについて、町はどういうふうにしてその話を受け止められておられるのかですね。これからまた地元に対してそういう事業計画とか、あるいは話が進められると思いますねけども、今のところ、どういうふうな形になっておるのかですね、お聞かせ願いたい。

その2点をよろしくお願い申し上げます。

委員長

藤川都市建設部長。

都市建設  
部長

まず1点目の件につきましてお答え申し上げたいと思います。

以前のご質問いただきましたところ、最終まだ調査の結果が出ていないといったことで報告をさせていただいたと思います。その後ですね、いろいろと調査を進めていたのですが、県のほうから指示等がございま

して、再度、追加で調査をする必要があるといったことの指示を受けております。

従いまして、今年度の調査では最終の結論ではなしに、来年度引き続いて追加調査を実施をさせていただくという予定になっておりまして、その後、その結果に基づいてまた対策等検討していくということになるかと思えます。以上で1点目の回答とさせていただきます。

ほかの溜池の調査につきましても、あわせましてですね、来年度、警戒溜池と指定されております部分につきましてもですね、実施をしていくという計画になってございます。

委員長 佃田建設課長。

建設課長 2点目の、国道168号線の峨瀬地区の県の整備の考えなんですけども、私ども聞いておりますことにつきましては、奈良県自転車利用促進計画ということに基づきまして、自転車道の整備ということで県は進めております。

ただ、168号線は今のところ路肩もあんまり少ない状況で人が通行もできないような状況なので、公園側に水路がございまして、それをふたを、側溝を整備してふたをかけて、少しでも通れるようにと。それと、民地側にはまた境界を立会いして、広げられるところ、のり面とかありましたらそれを広げていくということで、今度立会いをしていくということで聞いております。

木田委員 1点目の中でですね、来年度も引き続いて再度追加調査というようなこと、今、部長おっしゃいましたんですねけども、何かその、疑義があるちゅうんか、耐震に対してそういう何かがあつて再度調査されるのか、もう全体的な何かなされていなくて一部で行われて、あと残っている部分についてそういう調査が行われるのかですね、その点についてお聞かせ願いたいと思えます。

委員長 藤川都市建設部長。

藤川部長 ご指摘いただいています理由でございますけれども、既に実施いたしました調査につきまして、県の要領といたしますか、調査をする基準に基づいてやっていたのですが、どうも調査がもうちょっとやっぱり、数が少なかったと。1資料の調査でもって判断をしようということを示されておきまして、それに基づいて実施したのですが、県のほうでもやっぱり実は1資料では足らんということで、追加で資料として全体の性能のチェックをする必要があるということを改めて示されたということで、追加をしているということになってございます。

委員長 ほか、ございませんか。 小野委員。

小野委員 9月議会の一般質問で、どう言うんですか、里道とかの管理、財産管理の点とか、それからいろいろな通行のことでいろいろ質問させてもらいまして、その部分の写真として、私は以前から、もう以前からというか、もう10数年か10何年前からの計画のあった町道152号線、里道町道ということですが、ちょうど浄慶寺から西側へ入っている道のことなんです、私はそこを写真として載せて、園児の散歩道ですよ、と。たつた保育所が、その子どもたちが藤ノ木へ天気の良い日とか行くときに、その斜めになったあぜ道というんですか、里道ですね、里道町道、町道152号線だったと思いますけど、そこをよちよちと、危なくそこを歩いていっているんですよ。なぜそこを通るかといったら、やはり一番安全ですねん。その部分だけが危ないですねん。そこから向こうはある程度安全だから、藤ノ木とかに散歩に行ったりしているんです。

その152号線の町道の改修については、何期か前の町長選挙にも地元からの要望で、町長は4メートル道路にして広げていこうと、町道だからね、そういう選挙前の返事もいただいておって、選挙後に担当者がいろいろ地権者に話ししてもらったら、なかなかちが明かないということで、地元からの要望でも、地権者がね、うん言うてくれなできない

から、その地権者も同じ自治会の方ですからね、なかなか難しいということで担当者から聞いておるので、町長、行ってこいということで、町長も行かれたと思います。その結果、全筆買い、小さな、言うたら悪いですけど小さな土地なんです、三角地で持っておられるから。全筆買いやったらというようなことも聞いておったんですが、そうしたら全筆買いしたらというようなことでも提案したんですけど、もうそれ以上進めなくなっている、止まっている、そういう状態のところなんです。

今、そこの息子さんらも、あのときしてもうたらよかったなとかいうことは言うておられることは言うておられるんです。というのは、二番町がその奥のほうでの倉庫を、今はもう自分のところだけになっていますけど、二番町が買い取りということで、いろいろ物を入れていたし、補修についても二番町の倉庫としてね、補助金もらってそうしてやってきたという経緯もあるんですが、その前へ道がついていくような計画で提案していたんですが、それらもみんなおじゃんになったままで、これ、何年かきています。

ぜひともね、もう1回その話をやってもらいたいということもありますし、もしその用地が確保できなかつたら、4尺里道ですので、子どもらが歩けるような状態に改修、改良っていうんですかね、歩いていけるようにしてもらいたいなど。

先だって、そこをバイクで走るようなつわものがおりましたので。つわものって、もうリタイアされた人ですけどね、畑行くのに。私も見ている、危ないなと思ったけど、なれて走ってはったけど、どうもそのバイクが下へちょっと1メートルほど滑り落ちたような形跡が残っているから、ああ、大丈夫なのかなとは思っているんですがね。

割と利用者も多いんです。だから、議会だよりもその場所を選んで掲載させていただいていますのでね、ぜひとも検討してもらいたいなど、そのように思っているのですが、どうなんですかね、それについては。

委員長

池田副町長。

副町長

平成27年度予算につきまして、これから始まっていくわけですが、今言われている部分につきましては、以前から要望のある場所でもございます。また、他の場所でも、やはり里道町道で非常に通行が多い場所については、現状のままで暫定的に整備している場所もございます。それらについて、4メートルに拡幅していくのかどうするのかも含めまして、27年度予算について検討をしてみたいと考えております。

委員長

ほか、ございませんか。 木澤委員。

木澤委員

服部と興留と五百井の交差点のところですね、川のところの、アカデミーのところ、あそこ、点滅信号になっていまして、今回、ちょっといろいろ夏から秋にかけてアンケートを住民の皆さんにお願いしたところ、あそこのやっぱり点滅信号になっているのが非常に危ないという声は何件も寄せられていまして、特に、通学路の関係で言うとまた教育委員会のほうになるんですけども、やっぱり押しボタンを押すと普通の青から赤に変わる信号に変わるんですけども、みんな平時が点滅信号やと思っているので、信号が変わったことに気づかないまま、特に登下校時ですね、子どもが歩いているところに突っ込んでいくような事態になりかねないと。さらに、時々、出てくるところでも車同士の事故なんかも起こっていますし、パークウェイが開通して交通量なんかも変わってきているのかなというふうに思いますので、ちょっとまたそういう声ですね、反映して、普通の信号にするほうが安全やというふうに、そういう声もありますのでね、ちょっとまた検討していただきたいなど。

以前に警察と協議なんかもされたのかどうか、その辺のところもちょっとわかりましたら教えていただきたいなと思うんですけど。

委員長

藤川都市建設部長。

都市建設

当該ご指摘の交差点につきましては、通学路の交通安全点検というこ

部長 とで、一斉点検の中でですね、見られているところでございます。その  
ときの問題といたしましては、押しボタンの信号ですので、設置場所が  
ちょっとよくないんやと。あるいは子どもがたまる場所が少ないとか  
いった指摘をいただいております、そこらにつきましても、警察と  
の協議はしております。

ただ、その中では、おっしゃっていただきますような、点滅ではなし  
に定時式でとかいったお声は聞いてはいてなかったんですけども、そ  
ういったことであるようでしたらですね、それはまた改めてまたお話し  
させていただきたいというようには思います。

委員長 ほか、ございませんか。 飯高委員。

飯高議員 大和川の遊水地整備計画についてなんですけども、前回の9月議会に  
おいても委員会で各課報告事項でこの件についてご報告をいただいたん  
ですけども、その後、3か月経ってですね、国との協議、また動き等につ  
いて、ありましたらちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委員長 佃田建設課長。

建設課長 大和川の遊水地の整備計画につきましては、地元の代表者に国から概  
要の説明をさせていただきまして、その中でおおむねの理解を得たとい  
う状況でございます。

そして、今、国のほうでは、土地所有者並びに耕作者の方に説明、意  
見聴取ですね、ご意見をいただく場を設けるために、そういったことで  
土地所有者等の調査をしているというような状況で、その日程等につ  
きましてはまた、いろいろと町とも相談しながら、また、地元の代表者  
の方とも相談しながら進めていきたいということで、今、考えておる状  
況でございます。

飯高委員 そういう形で進んでいるかなとは思いますが。と同時にやはり、我が町

でそういった大きな計画するのですから、やはり町としてもどういう、国に対しての意向もいろいろあるやろうけども、こっちもその計画に対しても、こういう形でお願いしたいという、その意向というのが、今、そういった考えというのがあるんですか。ちょっとそういう点についてお聞かせ願いたいと思います。

委員長 池田副町長。

副町長 今、これにつきましては、まだ今現在のところ、まだ検討はいたしておりません。と言いますのは、遊水地については、場所的にはどうか、大きさもどうなるのかまだ決まっておられません、隣の安堵町、また川西町の関係もございます。それによってまた大きさも変わってきます。

ただ、今、質問者がおっしゃいましたように、例えばこれぐらいの大きさになったときに、そうしたら町としてはこれだけやってほしいと、これこれを要望すると。また、県も関係あるんです。県につきましても、県としてもここをやってもらおうと。それはもう、まだ今後の検討課題ということで、まだ机上には上っておらないという、そういう状況でございます。

飯高委員 わかりました。具体的に協議が進んでいくという状況にあっては、やはり町としても、またその地域の買収等にもかかわり、また計画、青写真がされていく段階において、やはりこっちもやっぱり地元の要望とともに、町としての考え方の一定の点を示していただいてですね、また、問題に上がったように、三代川の河川との整合性をどうとっていくのかということも、ちゃんと方針を示しながらですね、やっていただきたいと思います。

それと、最近ですね、地域を回ってみますと、やはり交通施設関係で老朽化している問題、また、看板等でそういった大事な警告を促す看板等がかなり老朽化してあって、ペンキ部分なんか薄くなったりして、その効果が発揮されていないという現状がございます。地域の方からいろ

いろ相談を受けて、担当課へ言いに行ったりするんですけども、やっぱりその状況を見ますと、全町についても同じように、その地域だけじゃなしに、いろいろとやっぱり見渡していくとそういう現状があると思うんです。そういうことに対して、やっぱり日ごろから目を向けていただいているとは思いますが、その状況下の中、やはりこっちもその調査をしながらですね、ちょっと意識を向けていただいて、していただけたらと思いますけれども、どうでしょうかね。

委員長 佃田建設課長。

建設課長 道路施設、ガードレール等、ガードパイプ等、カーブミラー等、道路パトロールを行う中で確認はしておりますけども、隅々まで行き届いていないことが少しあるかと思えます。その点、また住民の方からご連絡いただいたらすぐに対応しておりますし、また今後も、パトロールを強化する中でそういった点に十分配慮してパトロールをやっていって、住民の方が安全に道路を利用できるようにしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

飯高委員 特にですね、全般的にどこをするというのもなかなか難しい範囲ですけど、まず、とっかかりはやっぱり子どもの安全を守るための通学路、そういった沿線をまずやっぱりチェックしていただきたいな。優先、どっちをつけるのかっていうのは難しいですけども、まずは通学路の安全でそういった老朽化したものがないのか、また啓発するための看板がどうなっているのかということをおね、やっぱり優先度、そういった形をつけていながら行っていただきたいと思えます。以上です。

委員長 ほか、ございませんか。木田委員。

木田委員 町道の幸前2丁目から高安1丁目の富雄川にかかる、あれ、米寿橋いうんですか、その橋の右岸側ですね、堤防の、言うたらあれ、舗装も

何もされていない、昔ちゅうんか何か、自転車道の予定で置いてあったと思いますねんけども、草刈のときですね、重機とかダンプが入って、その刈り取った草を搬出するときにですね、往来ちゅうんですか、して、堤防が広がって行って、段々ところ、堤防が低くなっておるように思いますねんけども、その部分から17年度か何かのときに溢水した場所なんですけどねけども、左岸側に対して1メートル低くというような、何か高安との間の話であるらしいんですねけども、その重機によってですね、段々と堤防が沈んでいっているように思いますねんけど、その代わり堤防は広がって行っていきますねんけど、それらについてですね、一遍何かこう、調べてほしいなど。

やっぱり地道ちゅうんですか、砂地やから、重機が入って、それ、積み込んだりするときに、段々と砂が寄って行ってですね、それで多分、沈下ちゅうんですか、堤防が低くなっておるように思いますねんけど、それをですね、そのまま、地道ちゅうんですか、抜けられへんから道ではないと思いますねん。堤防のままです、置いておくのやったら、やっぱりそういう重機が入ったときにはですね、何年かに一遍はやっぱり調査してですね、その沈下した部分についてはやっぱりちゃんとその堤防を補修してもらいたいなというふうに思いますねんけども、その調査はですね、昔。

左岸側は舗装されておるから、そんな沈下ちゅうのはそんな感じられへんと思いますねんけど、右岸側について、そういう路盤ちゅうんか堤防で、土の堤防やから必ずやっぱりそうした重機が入って何回も行き来したりしたら沈下して、それで大分堤防が広がっておると思いますねんけど、それについてちょっと調査をしてもらいたいと、県のほうに要望してもらいたいと思いますねんけどね。どうですか、そういう何は。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 すみません、今、委員ご指摘いただいております部分につきましてですね、再度現地のほうで、委員にも教えていただきながらですね、現地

を確認させていただいて、その結果ですね、また郡山土木とも協議をさせていただきたいと思います。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 ないようですので、その他についてもこれをもって終わります。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全てを終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。  
それでは、閉会に当たり、副町長の挨拶をお受けいたします。  
池田副町長。

副町長 ( 副町長挨拶 )

委員長 これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。  
どうもご苦労さまでした。

( 午前10時08分 閉会 )